

令和6年度第2回岩手県公共事業評価専門委員会

(開催日時) 令和6年7月17日(水) 9:30~12:00

(開催場所) エスポワールいわて 3階 特別ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 公共事業の再評価について<継続審議>

- ・農村災害対策整備事業 岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)
- ・林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線(葛巻町)
- ・地域連携道路整備事業(地域密着型) 主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)
- ・総合流域防災事業(地すべり) 一級河川北上川水系 八幡平(八幡平市)

(2) 第3回専門委員会(現地調査)について

4 閉 会

出席委員

武藤由子専門委員長、石川奈緒副専門委員長、伊藤幸男委員、清水真弘委員
谷本真佑委員、松林由里子委員

欠席委員

なし

1 開 会

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 ただいまから令和6年度第2回岩手県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

私、事務局を担当しております政策企画課の菊池でございます。よろしくお願いいたします。

本日のこの専門委員会でございますが、委員総数6名全員の委員に御出席いただいておりますので、政策等の評価に関する条例第13条第2項の規定により会議が成立することを御報告いたします。

2 挨 拶

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 開会に当たりまして、武藤専門委員長から御挨拶をお願いいたします。

○武藤由子専門委員長 おはようございます。本日は、前回を受けて継続審査が必要と認められました4件につきまして事務局のほうから詳細の御説明をいただきます。

まずは御説明を受け、次回現地調査を行う箇所を決めてまいりますので、委員の皆様におかれましては御質問、御意見をよろしくお願いいたします。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 ありがとうございます。

本日の審議内容についてでありますけれども、次第の議事に記載してありますとおり、議事（１）が再評価の継続審議４件、議事（２）が第３回専門委員会の現地調査の行程についてとなっております。

それでは、以降、議事の進行につきましては、条例第１２条第２項の規定によりまして、武藤専門委員長にお願いします。よろしくお願いします。

３ 議 事

（１）公共事業の再評価について＜継続審議＞

○武藤由子専門委員長 それでは、議事（１）、公共事業の再評価について継続審議に入っております。

事務局から説明をお願いします。

〔資料No. 1 及び資料No. 2 に基づき説明〕

・農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）

〔資料No. 2 に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

今の御説明に關しまして、委員の皆様から御質問、御意見などありますでしょうか。松林委員。

○松林由里子委員 11 ページの上のページにある、「多面的機能の發揮に関する効果の概要」中の、「景観・環境保全効果」について、小学生の教育という効果があるという説明でしたが、なかなか効果額の算定というのは難しい項目になるかと思うのですが、どのように効果額を算定するのでしょうか。また、他に効果額を算定することができる事業はありますでしょうか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 景観・環境保全効果につきましては、この円筒分土工が、滝沢市における岩手山麓の農業の歴史に関する社会科学副読本に掲載されており、管理している土地改良区が無償で説明を行っております。

効果額の算定につきまして、円筒分土工の周辺住民 1,000 世帯の方にアンケートを記載いただき、効果がいくらかの額なのか記載いただいて算定しております。

ツアーなどは特には実施しておりませんで、小学校から申入れがあれば改良区において、学習会などを行っている状況でございます。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

石川先生。

○石川奈緒副専門委員長 3点ありますけれども、まず8ページの総費用算定のイメージのところを教えていただきたいのですけれども、再整備費というのが計上されていますけれども、再整備というのはいつ頃行うことが想定されますか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 設備によって、例えばダムだと80年とか、水路だと40年というように耐用年数が決まっております、本事業においては、例えば国営事業の機器関係の耐用年数が短いので先に再整備費として計上されています。

○石川奈緒副専門委員長 この工事の場合でも施設が幾つかあるといたしますか、この事業の中では再整備の耐用年数というのが違う部分があるということですか。40年の中に入っていますけれども、40年の中にも20年後にはこの辺りを再整備してというような形でやっていくのですか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 そうです。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 関連事業の国営事業では、色々な機器関係の設備があり、そちらの方が耐用年数が短いので、先に再整備費が出てくるという形になります。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

それから10ページの下ですけれども、災害防止効果です。費用便益分析の表には「災害防止効果」とまとめて記載があるのですけれども、農業と公共で金額はどのぐらいずつの比率になるのかというのは分かりますか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 農業と公共事業の割合は、農業は約40%で公共部分が60%ぐらいになります。

○石川奈緒副専門委員長 ありがとうございます。

もう一つ、最後ですけれども、10ページ目の上の再建設整備の場合ということで、「事業なかりせば」というところですが、これは水路が喪失となるということを想定されているようなのですが、水路がなくとも営農はできるという想定になっているということですか。営農経費は一応計上されていますけれども。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 「水路がなくとも営農する」という想定となっています。ほ場の排水管理については、水路がなくとも必要であり、防除作業についても、水路に水がないので軽トラックで運んできて行う想定となります。

すので、それらの運搬費を含んだ額となります。

○石川奈緒副専門委員長 ちょっと不思議な感じがしますが、運んでくるとか、そういう経費というのは考えられるのですか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 その分も、水路がなくなっただけの場合は遠くから運んでくる運搬費も入れた形で、この「なかりせば」というのを出している形になります。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 費用便益の考え方について良くわかり、まとめた表の記載方法も定められていることを理解できました。また、本事業の目的に「農業用水の安定供給と用水管理の省力化等」と記載されており、食料の安定供給の確保に関する効果の中に含まれていることも理解できました。その上で、他の事業にも関連する部分であり、事業目的に対する事業の効果を把握したいので、「用水管理について何%省力化された」など、記載方法のご検討をお願いします。

○武藤由子専門委員長 では、清水委員。

○清水真弘委員 今回の事業に合わせて国営事業があると思うのですが、国営事業でも用水路が途中まで引かれていて、同じような時期に完成するように造ったのだと思うのですが、今回の大きな補修というのは、同じようにされているのでしょうか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 同じような形で水路の整備をしており、少し上流側なので、断面が結構大きいなどありますが、同じような形で、同じ進捗で実施をしております。

○清水真弘委員 国営事業では、今回の事業に比べて用水路の構造とか工法とか、断面でちょっと違うところがあるかもしれないのですが、基本的には使われている材料とか、そういうのは同じような形で進めているのでしょうか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 国営事業ですけれども、滝沢側で、現在、盛土して住居より高いところを水路が通る「置樋」から今回の事業で地下化する予定と聞いています。その先の末端に近い部分は、県の事業内容とほぼ同様の水路整備とかがっております。

○清水真弘委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

お願いします。

○谷本真佑委員 9ページの、土地改良事業効果の考え方、「国産農産物安定供給効果」について、仮想市場法を用いて「国民が負担してもよいと感じる金額」を効果額として算定している旨説明がありました。支払い意志額は回答者の収入額の影響によるところが大きいと想像するのですが、仮に岩手県の一人当たりの収入額と全国平均に大きな差があるとすると、全国平均の意志額を岩手県に当てはめることについての妥当性について検討されていますでしょうか。岩手県の一人当たりの収入が全国平均より低いとすると、便益が過剰値になるのではないのでしょうか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 「国産農産物安定供給効果」について、国の基本指針により全国平均の単価を使用することとなっております、地域によって実情と比較して過剰、過少となることはあり得ますが、国の指針により全国平均以外の単価を使用する余地はないものと考えております。

○武藤由子専門委員長 そうしますと、地域によって実情と比較して過剰、過少となることはあって、その上で国において全国一律の単価を使用するという指針を出しているという理解でよろしいですか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 そのように理解しております。国の指針における「国産農産物安定供給効果」の算定根拠について、もう少し詳しく調べたいと思います。

○武藤由子専門委員長 谷本委員、よろしいですか。

○谷本真佑委員 はい。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。
それでは、ほかにございますか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 時間が来ておりますのでまとめたいと思います。今の質問に対しては再度確認して回答いただくということでよろしいですね。ほかの質問に対してはおおむねお答えいただいたと思いますので、よろしいかと思えます。

もしこちらの事業が現地調査の対象になるようですと、南側のうちのどの辺を見せていただくとかというのは決まっていますか。地図上で、どこかの水路とかの延長の中で。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 4ページの少し下のほうに進捗状況の図があって、下のほうの黄色の路線のところの研修センターという字が見

えますでしょうか。篠木小学校の左側の辺りになります。ちょうどこの路線の真ん中より少し下の辺りになります。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。こちらの5ページの上の写真の辺りですか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 5ページの下の写真のところですか。家が張りついているところ、そこを見ていただければと思います。

○武藤由子専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

では、審議といたしますか、少し御確認をいただいて御説明をいただくという形になります。ありがとうございます。

・林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）

○武藤由子専門委員長 それでは、続きまして、林道整備事業、鷹ノ巣・鰻沢線の説明をお願いします。

〔資料No.2に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

では、御質問でございますでしょうか。

松林委員、お願いします。

○松林由里子委員 19 ページで舗装を実施しない場合と実施する場合の維持管理費の差が、周辺市町村の実績を含めて減少しているという説明がありましたが、今回の現場である葛巻町においても、未舗装道路で丸太伏工や路盤補強工を実施しており、未舗装部分の維持管理費が従来よりも少ないと考えてよろしいでしょうか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そのとおりです。

丸太伏工については、直径10cmくらい、1.8mの丸太を切土法面に並べて覆うような工法で、丸太の設置により草が生えてこないため、草刈り分の維持管理費が節減されることとなります。

路盤補強工については、路面にハチの巣のような構造をした高密度ポリエチレン製の資材を敷き、碎石を敷きこんでいくことで碎石が流出しづらくなり、かなりの量の水が流れても碎石が移動せず維持管理費が節減されることとなります。

○松林由里子委員 今回そのような施工をこちらで採用されるということでしょうか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そのとおりです。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

はい、お願いします。

○伊藤幸男委員 今、林業の現場では、山から工場へ木材を直送するというので、説明を聞いていて、山に直接車両が入るためには、林道の舗装化に合理性があると感じておりました。今回の事業では、何トンくらいのトラックが乗り入れる想定でしょうか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 実際にセミトレーラークラスが入っていけるようなイメージでやっております。

○伊藤幸男委員 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにいかがでしょうか。

はい。

○石川奈緒副専門委員長 このコメントにあるのですけれども、その他の便益というのは、ここでは維持管理費縮減便益だけのことを指しているということですか。ほかに便益が入っていないのであれば、そのように記載した方が分かりやすいので、そうしていただければと思います。

○武藤由子専門委員長 それでは、よろしいでしょうか。

ここは前回宿題になりましたところも詳しく御説明いただきまして、今の委員の皆さんからの御質問にもお答えいただけたかと思えます。

以上で、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、こちらは終わりたいと思います。ありがとうございます。

・地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）

○武藤由子専門委員長 それでは、続きまして、地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線の御説明をお願いします。

〔資料No.2に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見。

松林委員、お願いします。

○**松林由里子委員** 21 ページの下で、車対車の事故が主に多いように思いまして、歩道の整備を両側歩道にするということで、そちらを重点的にして、歩行者と自動車の事故に対応されるような内容なのかなと思っていたのですが、車対車の事故に関しては、歩道の幅が広がることで軽減されたり、効果があるとか、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** 今回の計画変更では車道の幅員、サイドラインから外側の路肩幅員も拡げております。また、現況の曲線半径 100m の線形不良部分の平面線形の見直しも行っているため、車対車の事故も減少するものと期待しているものです。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。
谷本委員、お願いします。

○**谷本真佑委員** 今の質問に関連してなのですが、平面線形が改良されるということで事故が減るのではないかというふうなお話をいただきましたけれども、平面線形がよくなって旅行速度が上がることで、逆に事故が多くなってしまわないかと思ったのですけれども、その辺り何か対策とか、現段階で、もしあるとすれば教えていただけますでしょうか。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** 今のところは線形不良の改良により旅行速度が上がるかどうかの想定・計算は行っておりません。現状、本区間は時速 40 km 規制、また、事業区間の前後も時速 40km 規制となっておりますことから、現時点では道路の改修後も時速 40 km 規制が維持されるものと考えております。

○**谷本真佑委員** もう一点よろしいですか。23 ページの人身事故の発生率が高いという文字の右にイラストがありますけれども、ここに描いていただいたイラストのような事故が 21 ページの下の事業化後の事故状況の歩行者、自転車対車両の事故というような理解でよろしいのでしょうか。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** 御質問は、人身事故があった場所とどういった形での事故が起きたかということだと思いますけれども、21 ページを御覧になっていただきたいと思います。下のシートを御覧になっていただきたいと思いますが、まず人身事故が起きた場所は、赤い④の場所になります。具体的にどういう場所かといいますと、23 ページをちょっと御覧になっていただきたいのですが、23 ページの上のシートの右下のところに横断歩道を渡っている生徒さんがいると思うのですが、ちょうどここで横断しているところで事故に遭ったということでございます。この生徒さんは、西から東に渡っておりますけれども、事故があったときは東から西のほうへ渡ったときに事故があったというふうに聞いております。

○**谷本真佑委員** そうしますと、事故を減らす方法として、片側に歩道をつけて横断歩道

を増やすということも一つ、策としてはあるのかなとは思いますが、そうしなかった理由というのは、なるべく自転車、歩行者と車両が交差するところを減らしたいという意図があつての両側歩道というような理解でよろしいのでしょうか。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** その理解でよろしいかと思えます。

○**谷本真佑委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。
石川委員、お願いします。

○**石川奈緒副専門委員長** 発現効果が最初の計画と変わらないとのことですが、片側のほうを先に造ってしまうということで、よく理解できました。ありがとうございます。

それでご教示いただきたいのですけれども、今回、結構大きな計画の変更ではないかなと思ったのです。歩道を片側プラスで造るわけで、そういう場合に再評価というところで見ているのか。それとも、そちらの部署内で既に審議というか、そういうものがあつて、何かを踏まえてこういう計画の変更が了承されるという、手続的なものはあるのでしょうか。ここで認めるだけなのかどうかという、手続が知りたいのですけれども。今まで見た中では、割と大きな計画の変更だなと思って見ております。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** まず、再評価を行う事業については、事業の開始から一定の期間を経過した継続事業について、概ね5年に一度定時の再評価を行うのが通常であるところ、県土整備部として、今回の事業は「事業計画に重要な変更」があるものと判断し、定時の再評価を待たず、本年度に随時再評価する方針としたものです。

この県土整備部としての方針に従い、前回、第1回の公共事業評価専門委員会においてご説明いたしましたとおり、総合評価を「要検討（見直し継続）」と評価したものです。

○**菊池政策企画部政策企画課評価課長** この後の流れとして、引き続き本委員会で本事業における「要検討（見直し継続）」という評価の妥当性についてご審議いただき、10月を目途に県知事に対して答申をいただくこととしております。

最終的に県において、委員会からの答申内容を参考に、知事・副知事、各部局長等で構成する庁議において、方針を決定し公表する、という流れとなります。

○**石川奈緒副専門委員長** 概ね分かりました。

○**武藤由子専門委員長** そうしますと、委員会での審議が通れば庁議で決定するということですね。

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

はい、お願いします。

○清水真弘委員 工事の対象区間につながる南北の道というのは、現時点で、広さなどは同じような感じ、同じぐらいの幅があるのでしょうか。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 今回の事業区間の北側については、既に両側歩道で整備済みでございます。ただ、今回の滝向工区の南側のほうに関しては、まだ片側歩道のままになっておりまして、その片側歩道も道路構造令を満足していないような片側歩道の区間になっております。

○清水真弘委員 今回の工事の対象区間につながる北側の工事の対象外になっている道路と南側工事の一番南の端につながるさらに南に延びる道路については、今回の工事で拡幅される道路と同じような条件にあるのでしょうか。要は今後ここの区間につながる道路は同じような工事で計画されるということはあるのでしょうか。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 将来的には、今回整備しきれない南側の整備も実施したいところですが、現状、限られた期間、限られた予算の中で効果を発現することができる区間として今回 950mの事業区間を設定したものです。

なお、今回の事業区間の南側の終点は、信号機付きの横断歩道であり、この地点までを一区切りの工事区間としたものであります。

○清水真弘委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 今回の事業区間より南側については、事故の例はそんなには集中して見られないということですね。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 県において確認する限り、急激な大きな事故が増加したということは確認しておりません。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。
ほかにございますでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、今、前回からの質問も含めまして、今回いただきました質問についてもお答えいただいたと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、本地区についての審議は終了させていただきたいと思っております。

・総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

○武藤由子専門委員長 それでは、続きまして、総合流域防災事業（地すべり）、一級河川北上川水系、八幡平の説明をお願いします。

〔資料No. 2に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして質問などはございますでしょうか。

松林委員、お願いします。

○松林由里子委員 28 ページの自然環境等の状況について御説明いただいたところに関連して質問です。1つは事業の際にどれぐらいの裸地といたしますか、植物のないところができるのでしょうか。この地域は結構寒いというか、高山帯なのでしょう、比較的その辺の平地とは違うところで、植物の種類とか植物の育つ速度が遅かったりというのもあると思うのですが。

植物がなくなったところに何か植物を植えたりとかという対応というのはされるのでしょうか。もしされない場合は何か雑草というか、外来種とかが生えやすいのかなというイメージを持っています。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 26 ページ、下の段に集水井の写真を載せてございます。この写真は施工済みのものですが、直径 3.5m の円形の井戸を設置するものです。27 ページ、下段の平面図をご覧いただくと、扇形に表示しているものの要の部分、中心部分に井戸を設置しております。実際の扇形の部分は、地中の横ボーリング、集水ボーリングを放射線状に設置するため、地表面に設置される構造物は 3.5m の集水井のみとなります。

また、抑止杭も直径 400mm、40cm の杭を数メートル間隔で設置するものであり、面的な改変は非常に小さなものです。

なお、山林の管理者である森林管理署とも相談しており、あえて植生工などは実施せず、在来種の植生の回復が確認できております。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

松林委員、お願いします。

○松林由里子委員 この施設が何年もつかとか、土砂が詰まったりしないのかとか、メンテナンスが必要なのかどうかということに関しては、今回の資料では御説明がなかったと思うのですが、事業としてはメンテナンスに関しては含まないものということでしょうか。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 実際には井戸の詰まりですとか、そういったものなども発生する可能性がありますので、そういったもののメンテナンスに係る費用を維持管理費として見込んでおります。今回の説明にはございませんでしたが、費用便益分析などを行う際の費用項目の中には維持管理費も計上させていただいております。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにありますでしょうか。
石川委員、お願いします。

○石川奈緒副専門委員長 今日御説明いただいた箇所ではないのですが、第1回員会資料の費用便益分析のところの、残存価値というものは何を示しているのか教えてくださいませんか。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 集水井や抑止杭など、事業で設置する構造物の耐用年数は基本的なもので50年とされており、今回の事業で言いますと令和11年度の事業終了予定であるため、2080年までの耐用年数がありまして、減価償却を考慮した残存価値となっています。

○石川奈緒副専門委員長 その50年間の維持管理費というのがここに含まれているということなのですか。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 そのとおりです。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

今回事業の対象となっている地区の西側に、緑色がついているところで同じような対策がなされている箇所がありますけれども、同じ地図で、こちらのほうの状況で地すべりは抑えられているのでしょうか。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 そちらについては、過年度の事業で実施済みのところでございます。現状で道路のパトロール等の際に、変状は確認されておりませんので、対策がなされている、効果が出ていると考えてございます。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。こちらの列はたくさん対策されているので、今回みたいにある程度の工事を実施した後に、まだ少し不足なので付け加えられて、今回の工事を行っているという状況でしょうか。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 はい、そのとおりです。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問、よろしいでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、ないようですので、この地区の審議は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、4件終わりましたので、以上で議事（1）、再評価の継続審議を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

（2）第3回専門委員会（現地調査）について

○武藤由子専門委員長 それでは次に、議事（2）の第3回専門委員会（現地調査）について、事務局から説明をお願いします。

〔資料No.3に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

今回詳細審議を行いました4地区のうち、この案1に示されました行程を御提案いただきましたけれども、この御提案について御意見ございますでしょうか。

この案1のほうは鷹ノ巣・鰻沢の林道を除く3地区となっています。よろしいですか。この林道は前回、おおむね事業は順調に進んでいるということでしたけれども、まだ工期が始まって長いですし、事業費も大きいので、今回詳細審議にさせていただきましたので、今回の現地調査からは外してもいいかなと私としては考えております。残りの3地区につきましては、本日、より詳細に御説明いただきましたけれども、やはり現地を確認させていただきますと、より理解が深まるような案件なのかなと思いますので、案1のほうでいいのではないかなと考えていますけれども、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。それでは、案1のと通りの現地調査を行うことにいたします。

その他、何か事務局から。お願いします。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 先ほど事業の審議の流れについて石川委員から御質問いただきましたけれども、整理してご説明申し上げます。

今回御審議いただいているのは再評価でございますけれども、流れといたしましては、事業を所管する部局の評価、先ほどの例ですと県土整備部で自らの事業の評価を行いまして、政策評価委員会への諮問を6月に行い、そして政策評価委員会からさらに専門委員会への通知という形で本委員会において御審議いただいているところでございます。

その公共事業評価専門委員会における審議というのが6月から11月ということで、おおむね例年のスケジュール感ですと、こういった形で動いていくということになり、最終的には政策評価委員会から県への答申という形で10月から11月にかけて行っていただくこととなります。

先ほどお話しした庁議というものが、県庁としての対応方針決定の場ということでございます。県庁内における、庁議という場で最終的な方針の決定をして事業を進めていく、といったような流れで進めているというところでございます。

以上でございます。

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

○石川奈緒副専門委員長 よろしいですか。すみません。全然素朴な疑問なのですが、大型の計画の変更があったときに、ここでいうところの事前評価に戻ってもう一度審議するということがあるのかなと思って聞いたのです。いきなり再評価のところまで変更まで審議していいものなのかなと。ここでいうと、その事業を所管する部局のところで変更したときに、事前評価でもう一度そこでしっかり評価するというのをされてからここに入ってきているのかというところがちょっと知りたかったのですが。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 もともとスタートしている事業でございますので、計画の変更があった場合にも、それを含めたという形での再評価になりますので、ここでいう事前評価ではなくて、ウの再評価のところまで御議論いただいて進めていくという形になります。

○武藤由子専門委員長 では、変更を含みますとどのぐらいの大きさで、事前評価に戻るという基準があるのですか。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 特に基準はございませんが、例えばその事業が廃止になったりして、さらに再スタートとか、そういった形になれば事前評価というのも考えられますけれども、今回の場合はあくまで事業がもともと根っこにあり、歩道をさらに追加するといったようなことなので、これを再評価という形で進めていくということになります。

○武藤由子専門委員長 どこの時点でこの事業と別のものとみなすか、この事業とみなすかということがよく分からないという御質問ですね。

○石川奈緒副専門委員長 あとは、そうすると割と何でも追加できてしまうような、そんな感じになってしまうといたしますか、そういう区分というか、何かあるのかなというところですか。

○武藤由子専門委員長 ここで、例えばこれは継続として認められないと言ってしまえば、

そういうことになってしまうのでしょうか。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 本委員会において、県の総合評価としての「要検討（見直し継続）」について妥当でない、という答申があれば、委員会の答申を踏まえて庁議において「事業の休廃止」という最終決定になることもあろうかと存じます。

また、委員会の答申において、あまりそういった例もございませんけれども、附帯意見があった場合にはその意見を踏まえて事業を実施するとか、そういった形になってまいります。

○石川奈緒副専門委員長 この変更も含めて、県の評価が妥当かどうか再評価をしていけばいいということなのですね。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 そうです。そのとおりです。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。理解しました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 あとはよろしいでしょうか。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 はい。以上です。

○武藤由子専門委員長 それでは、本日はこれで議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 本日は、御議論ありがとうございました。

4 閉 会

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 次回の専門委員会につきましては、来月8月22日木曜日でございます。先ほど案の1で決定ということでございましたので、現地調査ということでお願いしたいと考えております。

当日の日程等、詳細につきましては、改めて御案内差し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の専門委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。